

	新	旧
P48	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p><u>・保険者努力支援制度を活用した医療費適正化への取組の促進</u> <u>新制度では、医療費適正化等に係る都道府県や市町村の努力に応じて、交付金が交付される保険者努力支援制度が実施されることとなっています。</u> <u>このうち、医療費適正化における評価指標については、積極的な取組により医療費の適正化が図られられるとともに、同制度による交付金をより多く受けることで国保財政の改善に資することとなります。</u> <u>市町村の取組が対象となる評価指標については、改善等の取り組みについて指導・助言を行い、県の取組が対象となる評価指標については、当該項目における着実な実施に努めることとします。</u></p>	<p>第7 医療費の適正化の取組に関する事項 3. 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(左記内容を追加)</p>